

令和元年度原子力規制委員会  
第38回会議議事録

令和元年10月23日（水）

原子力規制委員会

令和元年度 原子力規制委員会 第38回会議

令和元年10月23日

10:30～12:15

原子力規制委員会庁舎 会議室A

議事次第

- 議題1：九州電力株式会社玄海原子力発電所3号炉及び4号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査の結果の案の取りまとめについて（案）  
－使用済燃料貯蔵設備の貯蔵能力の変更、蒸気発生器保管庫の共用等－
- 議題2：ピット処分及びトレンチ処分に係る改正規則等における誤りとその是正のための規則等の再決定について
- 議題3：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所材料試験炉(JMTR)冷却塔倒壊に関する法令報告事案を踏まえた当面の対応について
- 議題4：審査経験・実績の反映による規制基準の継続的な改善について
- 議題5：次期中期目標案について（第1回）
- 議題6：令和元年度第1四半期における専決処理について

○更田委員長

それでは、これより第38回原子力規制委員会を始めます。

最初の議題は、「九州電力株式会社玄海原子力発電所3号炉及び4号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査の結果の案の取りまとめについて（案）－使用済燃料貯蔵設備の貯蔵能力の変更、蒸気発生器保管庫の共用等－」。

説明は、実用炉審査部門の藤森安全管理調査官から。

○藤森原子力規制部審査グループ実用炉審査部門安全管理調査官

実用炉審査部門の藤森でございます。

それでは、資料1に基づきまして御説明申し上げます。

本申請につきましては、平成22年2月8日に九州電力より申請を受けておりまして、原子力規制委員会としましては、平成31年1月22日付けで補正を受け取りまして、審査を進めてきたところでございます。

まずは、申請概要及び審査結果の案の取りまとめにつきまして、通しページの3ページ目以降で御説明申し上げます。

通しの3ページ目でございますが、申請の概要としまして大きく2つ内容がございます。

まず、「(1) 使用済燃料貯蔵設備の貯蔵能力の変更等」ということで、3号炉プールのいわゆるリラッキングになってございまして、図の下のところに書いてございますけれども、ラック材料をボロン添加ステンレス鋼としまして、ラック間隔を縮小し、貯蔵能力を増強するものとなってございまして、貯蔵能力自身は、下の表に書いてございますとおり、現状1,050体のところを1,672体に増強するものでございまして、これに加えまして、4号炉の使用済燃料をこの3号炉のプールで貯蔵可能とするために共用化をかけるものでございます。

「(2) 蒸気発生器保管庫の共用等」でございますが、こちらは既設の蒸気発生器(SG)保管庫(廃棄物保管庫)、こちらに3号炉の原子炉容器上部ふた交換に伴って発生しました廃棄物を保管するというもので、1・2号炉の共用から1・2・3号炉の共用に変更するというものになってございます。

続きまして、通しの4ページ目でございますけれども、こちらは本年5月22日の原子力規制委員会に報告させていただいているものでございますけれども、サイト全体の使用済燃料の管理・運用方針に関わります資料の抜粋でございます。

詳細な説明は省きますが、本リラッキングの申請にあわせまして、事業者としては乾式キャスクの申請も同時にしております。リラッキング後のプールとこの乾式キャスクを用いて、どのように使用済燃料を管理・運用していく方針なのかという事業者としての方針を示したものになってございます。

続きまして、通しの5ページ目、別紙1、審査の結果の案の取りまとめでございます。

まず、1. で、平和目的以外に利用されるおそれがないことについてでございますけれども、こちらにつきましては、使用の目的を変更するものではないこと、それから、使用

済燃料の処理の方針については、従来の方針から変更がないということをごさいます、「平和の目的以外に利用されるおそれがないものと認められる。」とまとめております。

2. の経理的基礎の部分でございすけれども、こちらにつきまは、本件工事に要する資金の調達につきまは、申請者における総工事資金の調達実績等から可能と判断してございまして、このことから「必要な経理的基礎があると認められる。」とまとめております。

3.、4.、5. の技術的能力、それから、災害防止に関わる審査結果につきまは、次の通しの7ページ以降で詳細に説明させていただきます。

それでは、通しの10ページ目から具体的な審査結果になってございすけれども「I はじめに」ということで記載がございすけれども、「2. 判断基準及び審査方針」でございすけれども、こちらは通しの11ページ目の上から2つ目のパラグラフのなお書きの始まるパラグラフでございすけれども、先ほど概要のところの説明させていただきましたサイト全体の使用済燃料の管理・運用方針につきまは、原子力規制委員会の御指示を踏まえまして確認してございすので、その経緯等を審査方針として記載させていただきます。

詳細な結果については、通しの17ページ目で後ほど説明させていただきます。

続きまして、通しの12ページ目に入りますが、「III 設置及び運転のための技術的能力」に関わる審査結果でございす。

こちらにつきまは、技術的能力に関わる既許可申請の内容から変更がないということを確認してございすので、技術的能力指針（原子力事業者の技術的能力に関する審査指針）に適合するものと判断した旨を記載させていただきます。

続きまして、通しの13ページ目、IVに入りますが、まず、IV-1の方でリラッキング等に関わります審査結果について、まとめております。

このリラッキング等につきまは、設置許可基準規則（実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則）のうち、特に1. から4. に掲げられます項目を中心に審査を行ってございす。

その中で（設置許可基準規則の）第16条関係でございすけれども、通しの14ページの一番下の（まとまりの）2. のところから始まってございすけれども、まず、取扱施設につきまは、要求項目を5つ挙げさせていただきますけれども、通しの15ページ目の真ん中から下のところの「規制委員会は、」で始まる所でまとめてございすけれども、今回、3号炉の取扱設備を3・4号炉共用としますけれども、新たに取り扱うこととなる4号炉の使用済燃料につきまは、3号炉のウランの使用済燃料と同形状であり、また、燃料の仕様も同じでございすので、特段取扱設備の設計方針を変更する必要がないということで、設置許可基準規則に適合するものと判断した旨を記載させていただきます。

（2）の燃料体等の貯蔵施設についてでございす。こちらは要求項目を7つ、①から⑦まで挙げさせていただきますけれども、通しの16ページ目真ん中辺りで②の貯蔵能力に関わる要求事項について記載がございす。

こちらの貯蔵能力自身は要求事項を満足することを確認しておりますけれども、通しの16ページ目の一番下のなお書きのところから、先ほど概要のところでも触れました、サイト全体におけます使用済燃料の管理・運用方針について確認した結果等を記載しております。

通しの17ページ目に移っていただきまして、申請者はということで、カギ括弧書きのところでも「『一定期間（15年以上）プールで冷却した燃料を原則として乾式貯蔵施設で貯蔵する』」といったような方針を示しております、これを受けまして本年5月22日の原子力規制委員会におきまして報告させていただきましたが、この事業者の明確な方針が確認できたため、当該方針を設置変更許可申請書等へ明記することを前提としまして、審査を進めていきたいといった方針を原子力規制委員会の方で了承いただいたところでございます。

これらによりまして、申請者が当該方針に従い、一定期間使用済燃料プールで冷却した使用済燃料について、乾式貯蔵施設完成後にはそちらの方に順次移していく方針を確認したという旨を記載させていただいております。

③、臨界に達するおそれがないものとするということについてでございますが、今回はラック材料をステンレス鋼からボロン添加ステンレス鋼へ変更するというところで、臨界管理的には楽になる方向でございます、その実効増倍率の評価結果を下に記載してございますけれども、その結果は0.933ということで、変更前は0.960であったということでございまして、評価条件として用いました燃料の種類による領域管理、ウラン燃料とMOX（ウラン・プルトニウム混合酸化物）燃料の領域管理を実施することで、臨界に達するおそれがないということを確認してございます。

④の遮蔽能力、それから、次の通しの18ページに行きまして、除熱機能に関しましても、いずれも設計方針が要求事項を満足するというところを確認しております。

（設置許可基準規則の）第37条関係、重大事故等の拡大の防止等についてでございますけれども、通しの19ページ目に想定事故1、次の通しの20ページ目に想定事故2を記載しております。

いずれも、今回、貯蔵能力の変更と共用に伴いまして、有効性評価の解析条件、初期条件のうち、使用済燃料プールの崩壊熱について、12.139MWから12.464MWに変更になってございまして、また、遮蔽に必要な水位につきましても、約4.18mから約4.27mに変更になっているということでございまして、この条件を用いまして評価をやり直しておりますが、その結果、特段既許可申請の有効性評価の結果を変えるものではなく、重大事故等対処設備及び手順等に変更はないということを確認してございます。

これらのことから、燃料損傷防止対策は有効なものであると判断した旨を記載しております、通しの19ページ目の一番後ろのなお書きのところ、今回、初期条件の変更に伴って、どの程度変更になったかというところを参考までに記載させていただいております。これは想定事故2も同じでございます。

続きまして、通しの21ページ目の「IV-2 蒸気発生器保管庫の共用等」の方に移らせ

ていただきますけれども、こちらの方の申請内容につきましては、設置許可基準規則のうち、特に3つの項目、1.、2.、3.で掲げている項目について中心に審査を行ってまいります。

通しの22ページ目で（設置許可基準規則の）第28条関係の記載がございますけれども、通しの23ページ目に申請者の設計方針を記載しておりますけれども、（1）、（2）のところでございますが、今回の3号炉の上部ふた等の保管に当たりましては、専用の保管容器に収納し、汚染の拡大防止を考慮した設計とするということ、それから、今回追加する上部ふたを加えても、この保管庫については、床面積的に十分に貯蔵保管する能力があるということを確認しております。これらのことから、設置許可基準規則に適合するものと判断した旨を記載しております。

それから、（設置許可基準規則の）第29条関係でございますけれども、こちらについては、今回の3号炉の上部ふた等が新たな線源として加わりますけれども、この線源を加えたとしても、発電所周辺の空間線量率につきまして、十分に低減できるものとする設計方針ということを確認してございまして、設置許可基準規則に適合するものと判断した旨を記載しております。

「V 審査結果」でございます。まとめまして、原子炉等規制法（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（炉規法））の関係規定に適合しているものと認められるという旨を記載しております。

以上が審査書の説明でございますけれども、通しの1ページ目にお戻りいただきまして、今のこの審査書案につきまして、まずは御審議いただいた上で、「2. 原子力委員会への意見聴取」でございますが、こちらを別紙2のとおり行うこと、それから「3. 経済産業大臣への意見聴取」について、別紙3のとおり行うことにつきまして御審議いただければと思っております。

また「4. 科学的・技術的意見の募集」についてですが、こちらのリラッキングに係る審査につきましては、原子力規制委員会としては初めての審査になっております。ただし、ボロン添加ステンレス鋼を使ったラックにつきましては、ほぼ大部分のプラントで既に導入されているものとなっております。

このような状況を踏まえまして、通しの2ページ目に「（案の1）」、「（案の2）」ということで、科学的・技術的意見の募集を行う場合、それから、行わない場合と、「（案の1）」、「（案の2）」につきまして御判断いただければと思っております。

最後、「5. 今後の予定」でございますが、以上を踏まえた上で、今後、意見聴取の結果等も踏まえた上で、最終的な設置変更許可についての許認可処分の御判断を行っていただければと思っております。

事務局からの説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○更田委員長

では、審査に当たった山中委員。

○山中委員

本件審査につきましては、まず、玄海原子力発電所の燃料ピットのリラッキング、もう一つが廃棄物保管庫の共用化でございます。

まず、燃料ピットのリラッキングでございますけれども、サイト全体での燃料の貯蔵容量を増大させるという目的で行うものでございます。本件につきましては、原子力規制委員会で推奨しております、安全性向上のために使用済燃料ピットから金属キャスクによる乾式貯蔵施設への払い出し、これを推奨してございますけれども、玄海原子力発電所においても、乾式貯蔵施設を建設し、払い出していくという審査と並行して行ったものでございます。

なお、使用済燃料のサイト全体での管理については、資料にございますように、改めて確認して審査を行っております。また、廃棄物保管庫の共用化につきましては、原子炉の上ぶたの取替えのための共用化でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○更田委員長

御質問、御意見はありますか。

石渡委員。

○石渡委員

1つ確認なのでございますけれども、通しの17ページの真ん中よりちょっと下のところですね、「実効増倍率は0.933(不確定性を含む。）」とあるのですけれども、この「不確定性を含む。」というのは、この0.933という数字自体に不確定性を含む。つまり、プラス・マイナスいくらかの変動があるという意味なのか、これは不確定性を考慮した上限値であるという意味なのか、どちらですか。

○藤森原子力規制部審査グループ実用炉審査部門安全管理調査官

原子力規制庁、藤森でございます。

後者でございます、0.933の内訳として不確定性を含んでございまして、不確定性を含まない評価結果としては0.914だったかと記憶しております。

○石渡委員

もしそうであるならば、この「不確定性を含む。」という言い方は不正確のような気がするのですけれども、つまり、不確定性を考慮した上限値であるということをはっきり書いた方がいいのではないのでしょうか。

○藤森原子力規制部審査グループ実用炉審査部門安全管理調査官

原子力規制庁、藤森です。

御指摘ありがとうございます。そちらの修正をさせていただければと思います。

○更田委員長

パブリックコメントにかけるか、かけないかはこれからだけれども、どう直すかを口頭で言ってもらえますか。

○藤森原子力規制部審査グループ実用炉審査部門安全管理調査官

今、石渡委員から御指摘いただきましたとおり「不確定性を考慮した上限値。」ということではいかがでしょうか。

○更田委員長

まず、その前に中身なのですけれども「不確定性を含む上限値。」といったとき、これは95%信頼区間の上限か何かを指しているのですか。

○塚部原子力規制部審査グループ実用炉審査部門管理官補佐

実用炉審査部門の塚部でございます。

こちらについては、誤差といいますか、偏差の $3\sigma$ を使って、その $3\sigma$ 分を足すという形になっております。

○更田委員長

$3\sigma$ なのですね。審査書の性格からすると、後から振り返ったときに、誤差区間をどうとったかというのは分かった方がいいから、そういう意味では、 $3\sigma$ をとっているのだとしたら、 $3\sigma$ というのはあっていいかもしれないですね。

藤森調査官、表現を考えておいてくださいね。

○藤森原子力規制部審査グループ実用炉審査部門安全管理調査官

はい。

○更田委員長

それから、ほかに御質問は。

田中委員。

○田中委員

まず、技術的なことでお聞きしたいのだけれども、リラッキングするのですが、これはラックセルを作り替えて、スタンディングアローンではなくて、床に固定する方式にやる工事をするわけですか。

○藤森原子力規制部審査グループ実用炉審査部門安全管理調査官

原子力規制庁、藤森でございます。

固定方法につきましては、床の固定ではなくて、上面と下面の2つにサポート板みたいなものがございまして、そちらをピットの壁に固定するような形になってございます。

○更田委員長

ほかにありますか。よろしいですか。

この審査の特徴というのは、説明にもありましたけれども、通しページでいうと4ページに図（グラフ）が出ていて、さらに、審査書でいえば通しの17ページですか、③の上の辺り、②の記述ですけれども、許可の要件としているのは、方針という形で定量性を持っているものではないけれども、15年以上冷却した燃料は原則として乾式へ移すと。乾式はこれからの話ではあるのだけれども、その方針をこの申請の中で明確にしたというのが本件の特徴であろうと思います。



それは、先ほどの図（グラフ）でいえば、プールの貯蔵量をいたずらに増加させないと。リラッキングだから一時的に上昇はするのだけれども、乾式を早く竣工させて、そちらへ移していく。

それから、この図（グラフ）は再処理施設への搬出を前提としているけれども、この前提を外しても、リラッキングによってぎりぎり貯蔵能力は入るという形になっている。ただし、余りに使用済燃料プールの貯蔵量が増えることをよしとしないというのは、再三、原子力規制委員会は明確にしているところで、ですから、今後の乾式が整うのがいたずらに遅れないことというのが重要になってくると思いますけれども。

その他の点に関しては、ポロンSUS（ステンレス鋼）を使ったリラッキングは国内で随分前例があるということで、技術的内容としては新しいものではない。あと、SG保管庫での上ぶたというのも、余り技術的に大きな問題ではないということだろうと思いますけれども。

先ほどの石渡委員から指摘があったところの記述は、誤差のとり方、それから、その値が誤差を含んだものであるかどうか、誤差というか、不確実さを含んだものであるかどうかということは明確にするという前提で、この審査書の案の内容を了承してよろしいでしょうか。

（首肯する委員あり）

○更田委員長

その上で、別紙2及び3にあります。原子力委員会、それから、（別紙3の）経済産業大臣への意見聴取を行うということによろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○更田委員長

その上で、パブリックコメントですけれども、パブリックコメントにかけるのだったら、先ほどの記述（「不確実性を含む。」の修正）は確定させたいところですが、まず、かけるか、かけないかというのは御意見はありますか。

山中委員。

○山中委員

本件で取り上げられているリラッキングと廃棄物保管庫の共用化については、特段新しい技術的な知見が含まれているわけではございませんので、私は特段の意見聴取の必要性は感じませんが。

○更田委員長

ほかにいかがですか。

田中委員。

○田中委員

私も必要はないと思います。

○更田委員長

伴委員。

○伴委員

私も、技術的に新しいものではないので、これは特に必要はないと思います。

○更田委員長

石渡委員、どうぞ。

○石渡委員

原子力規制委員会でこのリラッキングについて審査書をまとめたのは初めてということでしたので、こういう技術的な問題については、初めての場合は今までパブリックコメントにかけてきたと思うのですね。ですから、余り問題がないという御意見はごもっともだと思いますが、私は、これについてはパブリックコメントにかけての方がいいと考えます。

○更田委員長

私も、リラッキングに関して審査書を取りまとめたのは初めてなので、やってはどうかと思うのですけれども、決を採りたいと思いますので、よろしいでしょうか。

意見募集を行うべきという委員、挙手願います。

(更田委員長、石渡委員挙手)

○更田委員長

意見募集は必要ないという委員。

(田中委員、山中委員、伴委員挙手)

○更田委員長

それでは、多数派意見がありますので、本件については意見募集を行わないということにしたいと思います。

その上で、先ほどの記述（「不確定性を含む。」）をどう改めますか。

○田口原子力規制部審査グループ安全規制管理官（実用炉審査担当）

「計算コード及び製作公差の不確定性を含む。」という記載でいかがでしょうか。

○更田委員長

「含む。」だと、先ほどの石渡委員のリクワイアメントに応えたことにならないよね。

○田口原子力規制部審査グループ安全規制管理官（実用炉審査担当）

「計算コード及び製作公差の不確定性を考慮した値。」。

○更田委員長

「考慮した」と言われると、中央値なのか、それとも上限値なのかというのが、「含む。」というと、一般に上限値を指すと考えるのだろうとは思っただけけれども、そこを明確にというのが石渡委員のコメントなのですが。

○田口原子力規制部審査グループ安全規制管理官（実用炉審査担当）

「含む。」で止めたのが誤解を招くので「含んだ値。」とすればよろしいですか。

○更田委員長

石渡委員。

○石渡委員

ある値が不確定性を含んでいるという、その値自体が不確定性によって上下に変動するというのが普通の理解だと思うのですよね。これはそうではなくて、真値というか、想定値があって、それに3σなりの余裕を見て、その上限値という意味だと私は理解したのですけれども、それははっきりそのように書いた方がいいのではないですかね。

○更田委員長

解説すると、これはたまたま上限値が問題になるものだからだけれども、下限値が問題になるようなパラメータだったら「を含んだ」といったときに、上限値なのか、下限値なのか分からないでしょう。更に言えば「考慮した上で」というのだったら、中央値を示しているかもしれないので。ただ「含んだ」というのは多少の曖昧さは残るのだと思いますけれども。

石渡委員、ほかの議題を終わった後で提案してもらってということによろしいでしょうか。

○石渡委員

はい。結構です。

○更田委員長

では、審査書の案の記述に関しては検討してもらおうということで、そして、その上で、審査の内容については了承して、また、原子力委員会と経済産業大臣への意見聴取を行うこととします。

以上でよろしいですか。ほかにありますか。よろしいですか。

ありがとうございました。

2つ目の議題は、「ピット処分及びトレンチ処分に係る改正規則等における誤りとその是正のための規則等の再決定について」。

これは本年10月2日に原子力規制委員会で議論した議題ですけれども、その条文に誤りがあったということなので、それについての説明は研究炉等審査担当の小野管理官から。

○小野原子力規制部審査グループ安全規制管理官（研究炉等審査担当）

研究炉等審査担当の小野でございます。

それでは、資料2に基づきまして御説明したいと思います。

まず、「1. 経緯」でございますが、今、更田委員長からお話がありましたとおり、本年10月2日の原子力規制委員会におきまして御決定いただきましたピット処分、それから、トレンチ処分に係る規則改正などのうち、この許可基準規則（第二種廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則）の一部を改正する規則につきまして、官報掲載の手続を行っている過程で、（許可基準規則の）第8条、これは遮蔽等の改正条文に誤りが見つかったというものでございます。

これにつきましては、パブリックコメントの回答におきまして、第8条第1項につきまして、安全機能を有する施設かどうかにかかわらず、廃棄物埋設施設から発生する直接線、

それから、スカイシャイン線によります公衆の線量を評価することを示していますという表明をしたわけでございます。解釈（第二種廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈（許可基準規則の解釈））につきましては、関連箇所を修正したわけですが、許可基準規則第8条第1項の修正を行うということを失念したというものでございます。

「また、」とありますが、同条第2項、第3項につきましても、安全機能を有する施設かどうかにかかわらず要求すべきというものでありましたということでございます。

下の表を見ていただきますと、右側が本年10月2日にお諮りした誤ったものでございます。同条第1項、第2項、第3項それぞれ「安全機能を有する施設」と書いていたところを「廃棄物埋設施設」と書くべきところが誤っていたということでございます。

結果としまして、元々現行のこの規則（※正しくは、条文）を改正する必要がなかったということでございます。

次の2ページを御覧いただきたいと思えます。

「また、」とありますが、これは第二種廃棄物埋設の事業に関する規則（核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則）、それから、あと、許可基準規則の解釈の改正に係る新旧表におきましても、形式的な誤りが見つかったというものでございます。これにつきましては、参考1、参考2に見え消しで示してございます。

「2. 規則等の改正」でございます。

今御説明しました誤りを是正するというので、本年10月2日の原子力規制委員会において決定いただきました許可基準規則、それから、事業規則の一部改正規則並びに許可基準規則の解釈の一部改正につきましては、現時点で未公布であったということで、これを廃案といたしまして、改めて上記の訂正を反映したものということで、別紙1、それから、別紙2につきまして決定いただきたいというものでございます。

説明は以上でございます。

○更田委員長

御質問、御意見はありますか。

○田中委員

意見ではないのですがけれども、あのとき（10月2日原子力規制委員会）にもいろいろな解釈等を変えたのですがけれども、それに関連する規則等についても、細心の注意を払って見ておけば、こんなことはなかったかと思うので、今後はこんなことのないように、細心の注意を払って行う必要があるかと思えます。

○小野原子力規制部審査グループ安全規制管理官（研究炉等審査担当）

原子力規制庁の小野でございます。

より、今後、丁寧に仕事の方を進めてまいりたいと思えます。

○伴委員

本件に関しては、誤りを正すということで、それでよいと思うのですが、気になるのは、最近この種の誤りが多いのではないかというのが、それぞれ担当課は違うのですが、やはり原子力規制庁全体としてこれは真摯に捉えるべきだと思うのですが、具体的に何かこういった誤りを正す、なくすための取組のようなことが行われているのかどうか、そこはいかがでしょう。

○荻野原子力規制庁長官

原子力規制庁の荻野でございます。

非常に誤りが多くて、誠に申し訳ございません。やはりいわゆる担当の原課においてきちんとチェックをしていただくということも重要なのですが、法令審査部門（法規部門）、あるいは会務で最終的に資料をチェックする部門でダブルチェックが必要なのですが、ダブルチェックのコツみたいなものを研究いたしまして、ただ単に労力をかけてもということがございますので、今回の場合であれば、パブリックコメントの回答の段階で何箇所修正するというのが分かっていたはずなので、それについて、きちんと関係部門で、反面調査ではないですが、何箇所分きちんと訂正されているかというようなことをきちんと見ていけばよかったですけれども、その辺、やはり若干事務が習熟していないところがございます、それは法令なり、文書の審査なりのチェックということを習熟するような取組を進めてまいりたいと思います。誠に申し訳ございませんでした。

○更田委員長

今のは、これは100%原子力規制庁、事務局の責任というわけではないとっていて、規則ですからね、これは。解釈とかガイド類ならいいとは言わないけれども、規則なので、これは原子力規制委員会側もきちんとチェックをするべきであったと思いますし、実際、この規則変更に関しては委員も携わっているわけなので。

更に言えば、ここの「安全機能を有する施設」、今になって読めば、これであろうはずがなくて、非常に明らかなミスですよ。平たい目で見れば、誰でも気付いてよかった話ではあるのだけれども、それをスルーしてしまったというところで、多くは事務局にチェックを期待したいところなのだけれども、原子力規制委員会の方も、規則に関しては、やはり縦書き（法令の形式）になったときもきちんとチェックをするべきであったろうと思って、双方反省するべきだろうと思います。

石渡委員。

○石渡委員

後ろの方についている別紙1の条文の上の段と下の段は、傍線が引いてあるところがありますけれども、これは元々前回の原子力規制委員会の段階で引いてあった傍線が大部分だということですか。

○前田原子力規制部審査グループ研究炉等審査部門安全規制調整官

研審部門（研究炉等審査部門）の前田です。

おっしゃるとおり、新旧表で変更する部分に傍線を引くというルールですので、前回の

お諮りした資料も同様に傍線を引いていたものでございます。

○石渡委員

そうですか。

1つだけ説明をしていただきたいのですけれども、例えば11ページの（第二種廃棄物埋設の事業に関する規則の）第3条の第2項の中に、前は、例えば、廃棄物埋設施設の事故についての記述の中に浸水、地震とかいうのが入っていたのですが、新しい条文では浸水とか地震とかいう言葉がなくなっているように思うのですけれども、これは、今になって気がついて恐縮なのですけれども、どういう理由か、説明をしていただければと思うのですが。

○前田原子力規制部審査グループ研究炉等審査部門安全規制調整官

研審部門（研究炉等審査部門）の前田です。

今回の改正の方針の一つとして、実際にいろいろな外部事象、内部事象がある中で、廃棄物埋設施設に著しい影響を及ぼすものについて対象にして、そういったものに対する対策を講じるというように、いわゆるグレーデッドアプローチの観点で規則等を改正いたしました。

その一環で、ここで考えるべき内容としては、事故・異常というのを「異常事象」とくくりまして、火災とか爆発とか、そういったいわゆる内部事象に限って、こういった異常事象に対する対策を講じるということにしましたので、その考え方を踏まえまして、これは事業規則なのですけれども、事業規則の内容も変更しているというような考え方でございます。

○石渡委員

そうですか。説明は理解しました。

○更田委員長

よろしいですか。

これは遮蔽と閉じ込めに係るところで、それが安全機能を有する施設に限られるはずがない。中身的にはもう本当に初歩的なミスではあるけれども、それを、ただ、早く改めることが重要で、これは官報前なのですよね。掲載前なのですよね。ですから、早く改めることが重要だと思いますけれども。

それでは、事務局から示されたように、本件、訂正を反映したものについて、決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○更田委員長

ありがとうございました。

3つ目の議題は、「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所材料試験炉(JMTR)冷却塔倒壊に関する法令報告事案を踏まえた当面の対応について」。

説明は、古金谷検査監督総括課長から。

○古金谷原子力規制部検査グループ検査監督総括課長

原子力規制庁、古金谷でございます。

資料3に基づきまして御説明をしたいと思います。

本件、2週間前の規制委員会の方に、この対応方針についてお諮りしました。その際に、事案の重要度に応じた対応を検討するようという御指示をいただいたというところでございます。

本件に限らず、いろいろな法令報告案件が上がってきますので、そういったものの対応全体の方針というものについても、今回、御相談したいと思っておりますので、本件も含めて御説明をしたいと思います。

2. のところでございますけれども、これまでの対応ということで書いておりますけれども、法令報告事案がございましたら、まずは発生時に、どういったものが発生したのかということをつピックス（配付資料「原子力施設等におけるトピックス」）などの資料で御紹介していたというところでございます。

その後、原因と対策について、事業者の方から報告が上がってきますので、その内容を我々の方で評価をして、その内容について最終的に原子力規制委員会の方で御審議いただくと。我々の確認・評価の行為も、最近では公開会合を行うなど、透明性を高める運用をしてきたというところでございます。

別紙1にもございますように、法令報告事案については、現在、全ての事案について、評価案を原子力規制委員会に報告するという運用をさせていただいております。

2週間前の原子力規制委員会での御審議・指示を踏まえまして、3. のところでございますけれども、今後の対応案というところについて御相談したいと思っております。

これまで、ここにも書いておりますけれども、法令報告は、全て原子力規制委員会に、特に炉規法の事案については、その都度報告をしてきたというところがございまして、今後はその事案の内容に応じて、その内容を我々の方でまず確認をした上で、それが安全上問題が大きくないというようなものについては、その旨を原子力規制委員会の方にまずは御報告した上で、ある程度まとめた上で評価案をお諮りしたいというところでございます。

したがって、いくつかの安全の重要性の高くないものについては、年度のをまとめて、年度明けというようなタイミングで評価案をまとめて報告したいというところでございます。

したがって、このJMTRの事案につきましても、同じような形で、今回、我々、法令報告の中身を評価したいと思いますけれども、その内容の原子力規制委員会報告については、年度分をまとめた上で、年度明けに報告するという運用にさせていただきたいと考えております。

これが当面の対応ということでございます。

来年の4月以降、新検査制度（原子力規制検査）が始まりますので、その中での対応に

については、改めて原子力規制委員会の方にお諮りして、対応については決めたいと考えております。

説明の方は以上でございます。

○更田委員長

御質問、御意見はありますか。

石渡委員。

○石渡委員

この案というのは、要するに、例えば、今回の大洗研究所のJMTRの冷却塔の倒壊のような事象については、年度末ですか、あるいはかなりまとめて、何か月分かまとめて報告をするというようにしたいという、そういう案ですか。

○古金谷原子力規制部検査グループ検査監督総括課長

はい。おっしゃるとおりです。1年間、年度間のものをまとめてという形で、年度明けに速やかに報告するというようなことを想定してございます。

○石渡委員

グレーデッドアプローチということで、重要度に応じてそのようにする事案が多いかと思えますから、そのようにしても構わないとは思いますが、ただ、今回のJMTRの件は、最終的なヒートシンクになっている冷却塔が倒壊したということですよ。

それで、もちろん現在は廃止措置に移行する段階で、その装置自体、別に安全性にとって重要であるという現状ではないというのは理解するのですが、では、あの装置が動いていた時点で倒壊する可能性はなかったのかという問題があると思うのです。

その当時、今より強い、今回の9月の（台風15号の）風よりも強い風が吹いていたにもかかわらず、きちんと機能していましたという事実があれば結構なのですが、そういうことがもしなくて、今回の30m/sちょっとの風で倒壊したということになると、これは、もし稼働中にあれが倒壊していたら、これは問題が発生していたわけですよ。そのところが私は非常にクリティカルではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○古金谷原子力規制部検査グループ検査監督総括課長

原子力規制庁の古金谷でございます。

おっしゃる点も理解いたしました。我々、いずれ確認をしていくということでございますので、そういった御指摘の点も含めて、事業者の方には評価したものを持ってきてもらって、その内容は確認をしていきたいと考えております。

○門野原子力規制部検査グループ安全規制管理官（核燃料施設等監視担当）

核燃料施設等監視課の門野でございます。

今、石渡委員から御質問いただいた風の強さなのですから、今回、大洗研究所で観測された、あの時間で30.9m/sの風が地上高10mで観測されておりますけれども、この大洗の施設（大洗研究所）では30.9m/s（の風）が吹いたというのは初めてということで聞いてございますので、過去にはこれ以上の風は吹いていなかったということでございます。



○石渡委員

そうですか。そうすると、もし稼働中にそれを超える風が吹いた場合は、倒壊した可能性があったということになりますね。

○門野原子力規制部検査グループ安全規制管理官（核燃料施設等監視担当）

核燃料施設等監視課の門野でございます。

可能性としてはあると思います。

○石渡委員

分かりました。

今回の件は、私としては、今までどおりの、従来どおりの対応をしていただいた方がいいのではないかと思うのですが。

○更田委員長

これは原子力規制委員会の中で意見が多分割れているとされていて。一方で、ファイナルヒートシンクというと、発電炉等とのアナロジーでいえば深刻だけれども、JMTRの出力密度や冷却材の温度から考えて、ファイナルヒートシンクが失われたといったところで何が起きるものでもない、対処をすれば。

それと、もう一つは、本件は（廃止）手続の前だから法令報告になっているけれども、（廃止）手続の後だったら何でもないのですよね、同じ現象であっても。元々JAEA（日本原子力研究開発機構）はJMTRの廃止を方針としては決定をしていて、これから廃止措置計画を申請して、この対処施設を管理除外して、それが認可をされていれば、全く同じことが起きて、（廃止）手続後だったら何の法令報告でもなくて、規制の対象外なわけです。

だけれども、（廃止）手続前だから、これは重要な施設が倒壊したのだといって法令報告になっているけれども、リスクという観点からしたら、（廃止）手続前だから問題だと、もし（廃止）手続が済んでいたら関係なかったねという話であって、仮にJMTRが運転中にこういった風が吹いたらどうであったかという関心というのは、理解できなくはないけれども、一方で、これを通常の法令報告だといって報告を求めて、追いかけて続けるというのは、私は何か平衡を欠いているという、バランスを欠いているという感触を持っているのですけれども。これはほかの3委員（田中委員、山中委員、伴委員）はいかがですか。

田中委員。

○田中委員

まず、資料3に書かれているのは、今回のJMTRのことを踏まえての当面の対応ということで書かれているかと思うのですね、そういう理解なのですが。そうすると、ここにありますように、重要なところは、トピックスの情報を共有する際に、事務局より扱い方針等の提言を受けて、議論をして原子力規制委員会でどうするかということですから、そのときに、どのようにこれをやっていくかということで原子力規制委員会で議論をして、対応を我々として示すこと、決定することが大事かと思えますし、また、別紙1にもありますように、トピックスの説明の際にさまざまな懸念事項の表明とかができることになってい

ますから、そこでこれはどうなのだとか、これに関連するものがないかとか、当時はどうだったのだとか、そこでいろいろと懸念事項も言い、必要があれば、また事務局の方から説明してもらうこともあってもいいのかなと思います。大事なことは、トピックスの情報を共有する際に、今後の方針について我々の方で議論して決めるということが大事かなと思います。

○更田委員長

ほかにいかがですか。

伴委員。

○伴委員

このJMTRの件を各論として捉えたときに、どこまでリソースをつぎ込むべきかという点では、更田委員長のおっしゃることは分かるのですが、一方で、やはり気になるのは、原子力規制委員会の時代ではないにしても、過去に安全性の評価が行われて、それに基づいて設計が行われた。そこに致命的な問題がなかったのかというところが気になるというのが、おそらく石渡委員のおっしゃるところだと思うのですよね。ですから、各論であると同時に、総論としての要素も含んでいるようであれば、やはりこれは簡単に済ませてはいけないのではないかという気はします。

○山中委員

いわゆる過去の判断がどうだということころは、若干この個別の案件というか、JMTRの案件でいうと、もやっとしたところなのですけれども、やはりリスクの大きさを考えると、余りこの問題を深く追求していくということは、私自身はどうかと思います。

○更田委員長

これは、だから、原子力規制委員会の中の意見が割れているという話であって、一方で、では、白か黒かというほどの明確な選択肢があるわけではなくて、余りそんなリソースをかけて追いかける話ではないよという意見と、やはりきっちりこれはやってくれと、従来と同じようにやってくれという意見で。そうすると、中庸だってとりようがあるわけで、明確ではないけれども、ただし、これを私、長々と議論するのもリソースがもったいないと思っているので、一気に決を採りますかね。要するに、法令報告として従来と同じような扱いでやってくれということ。余りよしとしないけれども、どうしてもというのであれば。

○古金谷原子力規制部検査グループ検査監督総括課長

原子力規制庁の古金谷でございますけれども、今回御提案させていただいたのは、年度の分をまとめてというような形で、このJMTRもどうかという話ですけれども、仮にそうではなくて従来どおりということであったとしても、公開会合をする、しないとか、その辺でのもう少しリソースを効率的に使うというやり方はございますので、例えば、そういうこともあり得るかとは思っています。

○更田委員長

石渡委員の意見を踏まえると、公開会合を持って、稼働中であつたらどうであつたかというようなことを明確にすると、そういう選択肢だと思います。結局、従来どおりと決めておいて、中でリソースを節約してというのだったら、石渡委員の意見をとったことにならないではないですか。ですから、2つの選択肢で決を採りたいと思います。

1つは、従来どおりの扱いで、さらに、稼働中にこの冷却塔が倒壊していたらどうなるかといったことも含めて、重要度の考え方、保全の考え方がふさわしいものであつたかどうかについて、きちんと議論をするという、石渡委員の意見だと思ってください。

2つ目は、安全上の重要度に鑑みて、これは事務局の提案どおり、年度末にまとめて報告でよいと思うし、これは特段のリソースを注いで追いかけるべき事象ではないと。これは私の意見だと思ってもらってもいいと思います。

縮めた形で言いますが、石渡委員の意見に御賛成の方は挙手願います。

(石渡委員挙手)

○更田委員長

では、私の意見に賛成の方は挙手願います。

(更田委員長、田中委員、山中委員、伴委員挙手)

○更田委員長

では、条件について、伴委員から。

○伴委員

今、更田委員長が中庸の道がないわけではないとおっしゃいましたけれども、だから、先ほど私が指摘したような点はやはり念頭に置いた上でやっていただきたいということです。手続的には、従来どおりに全てかっちりとやる必要はないと思っています。

○更田委員長

年度末の報告のときに、石渡委員からの懸念も踏まえたものを含めて報告をするという形にしてもらいたいと思います。よろしいでしょうか。

○古金谷原子力規制部検査グループ検査監督総括課長

了解しました。

○更田委員長

ありがとうございました。

4つ目の議題は、「審査経験・実績の反映による規制基準の継続的な改善について」。

技術基盤課の遠山課長から説明してください。

○遠山長官官房技術基盤グループ技術基盤課長

技術基盤課の遠山です。

最新の科学的・技術的な知見に基づいて、規制基準を継続的に改善していくという行為につきましては、従来から原子力規制庁の中では重視されてきておりまして、そして、資料4の最初に引用がされておりますけれども、原子力規制委員会の中期目標においても同じことを定めております。

資料4の4ページ以降に参考2として付けておりますけれども、平成28年に原子力規制庁はこの最新知見を規制に反映するプロセスを定めまして、国内外の最新知見や安全情報の収集・分析、スクリーニングなどを継続的に実施して、安全上重要な知見が得られた際には、その重要性、緊急性を踏まえて、随時規制基準に反映するという取組を進めております。そして、この取組は今後も継続していく必要があると考えております。

一方、このプロセスにおきまして、こうした随時行う見直しの対象とはならなかった事項についても、おおむね5年ごとに定期的な整理を行うと定めております。これは参考2の、右下の（通しの）6ページの上の方に赤い枠で囲っておりますけれども、このようなことが定めてあります。冒頭申しました第1期中期目標の期間が区切りを迎える今年度に当たりまして、規制基準の継続的な改善を更に充実させていくという観点から、従来の取組に加えて、もう一つ取組を進めることとしたいと考えております。従来の取組では、重要性や緊急性の観点で、随時見直しをしていく対象とはならなかった審査経験や実績を的確に反映して、規制基準の更なる具体化や明確化を図るものです。

具体的には、これまで適合性審査などで得られた経験、実績が豊富な実用炉につきまして、その経験や実績を基に、分かりやすさなどの観点から、現行の規制基準の内容を更に具体化、あるいは表現の改善を図るものです。この際に審査側の経験だけではなくて、被規制者からも、基準の明確化に関して、望ましいものについての意見、提案などを公開の場で聞き、そして検討課題を整理した上で、原子力規制委員会の御了解を得た上で、中長期的な取組計画を策定します。この計画に基づいて行う取組の状況は、適時、別途行っております技術情報検討会に報告して公開してまいりたいと考えております。

この取組のイメージを資料4の3ページに図で表しております。この図の上の四角で囲んだ取組については、先ほど申し上げましたように、既に行われているものですが、これに加えまして、下の四角で囲った取組を行うものであります。

資料4の2ページに戻りまして、「3. 今後の予定」ですけれども、被規制者の方から意見や提案を聞くための公開の場につきましては、本年内をめどに改めて原子力規制委員会にお諮りする予定をしております。

私からの説明は以上であります。よろしくお願いたします。

○更田委員長

今、遠山課長から説明があったように、技術情報検討会はクリアリングハウスの役割をしているもので、当初は非公開の検討会でしたけれども、途中から公開にして、発足時は私が参加していたのですが、途中から山中委員に交代して、今、山中委員に出席していただいています。後ろの参考2の資料にあるように、トラブル事象であるとか、各国の規制機関はともどこでもやっていることではあるのだけれども、このプロセスが明確に、それから、規制に参酌するもの以下の情報であっても、事業者と共有することに価値がある、インフォメーションノーティスに相当する役割もこれに持たせているということですが、その上で定期的な見直しということで、特に審査経験の反映等ということですが

れども、山中委員、いかがですか。

○山中委員

審査経験を生かして、そういう基準等の見直しを行っていくというのは非常にいいことだと思うのですけれども、1つ質問なのですけれども、事業者との意見交換は原子力規制庁側から何か、こういう項目についてという提案をするのか、あるいはフリーで事業者から、こういう項目について考えてほしいという、両方ですかね。

○遠山長官官房技術基盤グループ技術基盤課長

技術基盤課の遠山です。

あくまでも審査経験ですので、これまでに許可、あるいは認可を行った事案に関して、被規制者から、基準の中で不明確な点がなかったか、分かりにくかった点がなかったかということについて意見を聞きたいと思います。

○山中委員

そうしますと、あくまでも審査の中で出てきた案件について意見を聞く場であるということですね。

○更田委員長

ほかにありますか。石渡委員。

○石渡委員

5年ぐらいごとに見直しといいますか、あるいはレビューのようなことをやるのは大変結構なことだと思うのですね。毎年度、年次報告というのは必ず出るわけなのですけれども、もうちょっと中長期的な、5年ぐらいごとに課題を整理して見直してみるということは非常に重要だと思いますので、見直すというのは、例えば、報告書みたいなものを作ると、そういう意味なのですか。そのところを御説明いただければと思います。

○遠山長官官房技術基盤グループ技術基盤課長

具体的に報告書を作るということは現時点では考えておりませんが、まず、今、石渡委員から御指摘ありましたように、過去に行ってきた取組の内容を一度整理をすると。具体的には、原子力規制庁ができて、適合性審査をしてきた結果、その過程で随時、規制基準の見直しや解釈の見直しを行ったものについて、まず一覧の整理をしてみたい、それを最初の段階でお示ししたいと思います。それから、今後行っていくことが望ましいと考える項目については、これも整理をして、リスト化して、原子力規制委員会にお諮りして、今後、例えば、マックスで5年程度の間でどのような見直し作業をしていくかについても、その計画自体を御了解していただきたいと思います。その上で、その計画にのっとって、随時見直し作業を行っていく。例えば、5年たった時点で、冒頭申し上げましたように、やってきたことを整理して一覧表のようなものにするという行為はあるかもしれません。報告書のような形にまとめるかどうかまでは、実際に始めてみてから決めてみたいと思います。

○石渡委員

ということは、例えば、技術情報検討会の資料のような形ではそういうものが出ると。原子力規制委員会にはその要約版というか、項目を並べたものぐらいいは出てくるかもしれないと、そういうことですか。

○遠山長官官房技術基盤グループ技術基盤課長

そのように考えております。

○更田委員長

事務局の方針を確認する前に原子力規制委員会の中の意見を聞きたいところがありまして、まず、対象をどうするのか。余りに手を広げると効果が上がらないと思っているのですね。もちろん私たちの規制の対象としているもの全てが理屈の上では対象範囲になり得るのだけれども、やはりここは重要度を考えて優先させるべきものがあるのではないかと思うのですけれども、1つの意見としては発電炉。まずはとにかく発電炉。それから、2つ目、少し範囲を広げるとすると、これまた中身が大きく変わってしまうのだけれども、商業施設。3つ目となると全てなのであるけれども、山中委員、どう思われますか。

○山中委員

まずは発電炉かなと思うのですが、少し広げたとしても、核燃料関連の商業施設かなと。

○更田委員長

ほんのちょっと広げたものというのと、発電炉プラス再処理施設、MOX加工施設と、そういう形になるのだけれども、そうすると、技術的には対象範囲ががらっと変わりますね。

田中委員、どうぞ。

○田中委員

今、更田委員長が言われたこと、私も核燃料施設等をどう考えるのか皆さんで議論したいなと思っていたのですけれども、私的には、まだ経験、実績が豊富というわけでもないし、経験がある程度たまってから核燃料施設等をやってもいいかと思えますし、もちろん実際に審査等していく中で、ものによったら、もうちょっと改善した方がいいような規制機関があるかと思うので、そういうのは審査の中で今後、改善を図るべきものも注意しておく必要があろうかと思えます。

○更田委員長

おっしゃるように、まだ、例えば、再処理施設はどこにも許可を出していないのですね。だから審査経験の反映も何もないというところであって、私はこれは地味に書かれているけれども、非常にチャレンジングな試みだと思っているので、まずは発電炉に集中すべきだと思いますけれども、よろしいですか。

それから、今度、意見を聞く相手は被規制者となっているではないですか。本当にこれは被規制者だけなのか。例えば、ベンダーはどうなるのだろう。意見を聞きにくいのかもしれないし、ベンダーが設置者を差し置いて物を言うとも考えにくい状況ではあるので、設置者、要するに、申請者に限るというのは、これはよろしいのでしょうか。

ただ、もう一つは、いわゆる金物に関するものなのか、金物という言い方はおかしいか

もしれないけれども、例えば、新規制基準において最も重要なのは、自然ハザードをどう考えるかというところは非常に重要であって、さらに、自然ハザードに関しては、諸外国の事例に頼るわけにはなかなかいかない。もちろん、先般のインドネシアの地滑りによる地震等々に関しては学ぶところが大きかったけれども、設計基準地震動や設計基準津波高さということになったら、やはり我が国固有のものではあるけれども、こういったものに関しても、これは外すわけにはいかなくて、やはり参酌すべき情報があったらというのは、必ずしも審査経験だけではないのだろうと思うのですけれども、これは作業に含めるというイメージを私は持っているのですけれども、いかがでしょうか。よろしいですか。そのぐらいですかね。

公開の場云々の設定というのは改めて設計の上で原子力規制委員会に諮るという御説明でしたけれども、まずは取組方針について、ほかに御質問、御意見ありますでしょうか。

○伴委員

1つ確認なのですけれども、1ページ目の下から2つ目のパラグラフに、「分かりやすさの観点から、」と書いてありますが、結局、新しい知見が得られたたびごとに必要な要求内容の改正は行っているのだから、あくまで分かりやすさというところからの改善に絞って検討を行うと。つまり、原則としてバックフィットが生ずるような結果にはならないと、そういうことですか。

○遠山長官官房技術基盤グループ技術基盤課長

技術基盤課の遠山です。

先ほどイメージ図（参考1）で御説明しましたように、新しい知見を随時反映していくというのは定常的にやっておりますので、当然、新しい状態になれば、その都度、その都度、見直しの要否を考慮するというところでございます。

○更田委員長

方針はこれと言っても、具体的になるものによって作業の規模は随分変わるように思いますし、これを非常に敷衍していくと、機器の重要度等に議論が及ぶ。そうすると非常に大きなものになるし、それから、個別の事例としても、例えば、審査経験で、格納容器を貫通している系統のバルブのロジックなどは毎回審査で議論になるけれども、こういったものを復習してみるというのはなかなか価値のあることではないかと思えます。

まず、取組方針に関しては、これを了承してよろしいでしょうか。その上で改めて具体的な進め方について諮ってもらいたいと思います。ありがとうございました。

ここでさっきの1つ目の議題、藤森安全管理調査官から説明のあったもの、石渡委員の御指摘のところの修文ですが、それについて示してもらって、改めて議論したいと思えます。

○藤森原子力規制部審査グループ実用炉審査部門安全管理調査官

実用炉審査部門の藤森でございます。

資料1の17ページ目でございますけれども、真ん中から少し下のところで、「実効増倍

率は0.933（不確定性を含む。」と記載させていただいた部分ですが、石渡委員の御指摘を踏まえましての修正案でございますが、申し上げます。「設計条件に基づく計算値に計算コード及び製作公差の不確定性を加えた上限値。」としてはいかがでしょうか。

あと、今、17ページ目でお示ししましたが、21ページ目にも同じ記載がございまして、こちらはピットからの大量の水の漏えいが発生した場合のスプレイや蒸気の下での臨界性評価ですが、こちらも同じ表現がございしますので、あわせてこちらも見直しさせていただければと思っております。よろしく申し上げます。

○更田委員長

もう一回、さっきの修文を読み上げてください。

○藤森原子力規制部審査グループ実用炉審査部門安全管理調査官

読み上げます。「設計条件に基づく計算値に計算コード及び製作公差の不確定性を加えた上限値。」とさせていただきます。

○更田委員長

計算コード及び。

○藤森原子力規制部審査グループ実用炉審査部門安全管理調査官

製作公差の不確定性を加えた上限値。

○更田委員長

計算コードの不確定性は分かるけれども、製作公差の不確定性。違和感ないですか。

○石渡委員

私は、専門用語でよく分からないものもありますけれども、特に異存はございません。

○更田委員長

「不確定性の上限値」とされたことで、石渡委員のコメントには応えていると思うのですけれども、ほかに意見ありますか。よろしいですか。

（首肯する委員あり）

そうしたら、先ほど（議題1）の審査書案については、今、説明のあったとおり改めることを前提に、これを了承したいと思えます。その上で、この審査書案をもって経済産業大臣並びに原子力委員会の意見を聴取することに決定したいと思えます。ありがとうございました。

次の議題は、「次期中期目標案について（第1回）」。

長官官房の村山政策立案参事官から説明してもらいます。

○村山長官官房政策立案参事官

原子力規制庁の村山です。

次期中期目標につきまして、資料5に基づきまして説明させていただきます。

「1. 経緯」にございますように、本年6月に原子力規制委員会、そして政策評価懇談会におきまして、今後の取組の方向性を示すキーフレーズについて議論をいただいたところ。これらを踏まえまして、本日、次期中期目標の柱建ての案を事務局として用意さ



せていただきました。

「3. 今後の進め方」のように作業を進めていくことが適当と考えておりますので、本日は次期中期目標の期間と構成を御議論いただきたいと思いますと考えております。

まず、資料5の最後のページになりますけれども、参考資料5を御覧ください。こちらが本年6月にお示したキーフレーズでございます。これに対しまして政策評価懇談会で意見をいただいております、それを7ページ目の参考資料4にまとめております。

かいつまんで御紹介すると、中期目標の項目、キーフレーズは評価に関するさまざまな視点で3つぐらいに分類できるのではないかということ、また、原子力規制に対する需要の見通しを持つべきであること、知識の継承や人材育成のこと、さらに東京電力福島第一原子力発電所（1F）のことなどについて御意見をいただいております。

それで、これらを踏まえた柱建ての案として、2ページ目からの別添を用意させていただきました。

まず、中期目標の期間でございますけれども、これについては、現行と同じ5年間で適当であると考えております。

また、構成といたしましては、前文を新たに加えて、施策目標を1から5の5本柱としております。前文では中期目標制定の趣旨などについて述べ、施策目標1は「規制及び緊急時対応の確実な遂行」ということで、粛々と実施する業務に関する目標としております。施策目標2は「規制等の改善」ということで、改善や定着に位置付けられる業務に関する目標でございます。施策目標3ですけれども、「規制ニーズ等を踏まえた新たな取り組みへの挑戦」ということで、新規性の高い業務に関する目標としております。施策目標4は東京電力福島第一原子力発電所に関するもの、施策目標5は「学習し続ける組織作り」ということで、先行きが不透明な状況にあっても、原子力規制委員会がミッションを果たし続けることができるように、組織、人材に関する目標を設定するという案でございます。

なお、現行の中期目標の概要については、4ページ目の参考資料1に記載しております。これとの大きな違いが2点ありまして、1点目が現行の施策目標1にあります「原子力規制行政に対する信頼の確保」を、あえて次期中期目標の施策目標の案には含めなかったということ。信頼の確保は直接的な目標というよりは、業務をしっかりと行った結果としてついてくるものということで、目標としては設定しないで、前文の方で信頼の確保の重要性について述べることとしてはどうかと考えております。

2点目は、現行の施策目標が分野ごとにまとめられているのに対しまして、本日お示している案につきましては、案1から3までは確実性の観点で分類されている点でございます。現行の中期目標期間は新体制の基礎づくりの期間でもあったということで、各分野の施策をそのまま目標としていく堅実な構成がふさわしかったと言えらると思っておりますけれども、次期中期目標の期間については、規制や組織を洗練ないし発展させていく期間とも考えられますので、もう少し施策の方向性が現れた構成とするのも一案と考えた次第でございます。

います。

あくまで一案ということではありますが、資料の説明は以上です。次期中期目標の期間と構成について御審議いただければと存じます。

○更田委員長

まずは1回目の議論ということで、構成について考えたいと思います。構成について一定の方針を今日、出しておくべきであろうと思います。説明の中にもありましたけれども、第1期中期目標は分野ごとであるし、原子力規制庁の組織の構成とも、緩やかではあるけれども、対応はついている形、長官官房であるとか、原子力規制部であるとか、それから、1Fと人材は特出しではあるのだけれども、放射線対策等々が最後という形で、緩やかではあるけれども、分野と、それから、組織との対応がついていた。例えば、米国の原子力規制委員会（USNRC）の場合も中期目標を持っていますけれども、これは見事に組織対応型と申しますか、部署ごとに分野としていて、そういった意味では、どこがやっているのか、とても分かりやすいというのがあります。

今回、事務局から次期中期目標案として提示してもらったものは、政策評価懇談会でいただいたコメントを強く反映していて、施策目標1は粛々とやるもの、施策目標2は定着させるもの、施策目標3がチャレンジしていく挑戦物で、1Fと人材が特出しという形になっているのですけれども、ですから、技術的というか、科学的には分かりにくいのは、それぞれが散らばるといふ形になるのと、組織との対応も全くとれないということなので、これは非常に大きな変化ではあります。ですから、粛々なのか、定着なのか、チャレンジなのかというのは、分野別や組織別に分けておいて、何かマークでも付けておけばいいのではないのというのもあるのだらうと思うのですけれども、まず構成について、それぞれ、どういった構成にすべきかについて御意見をいただきたいと思います。

田中委員。

○田中委員

原子力規制委員会ができて7年半ぐらいたって、第2期中期目標を作るということで、第1期とは状況は異なってもいいかと思えますし、第1期にあった信頼確保というのは前文の方に入れるのだということもよく分かりました。また、第3期をどうするかも出てくかわからないのですけれども、大きな方針を変更するとすれば、第2期でどこまでやって、第3期がどうするかを考えないといけないのだけれども、そういうことを考えると、この案もありますが、規制関係については粛々、改善、挑戦という形で、この大きなグループで分けていって、その中を細かく書き、さらに次のときにはまたそれを変えなくてはいけないということもあっていいかと思えますが、そういう意味では、規制等については粛々、改善、挑戦という考えでいいかと思うのですけれども、一個気になるのは、案の施策目標1の中で、「規制及び緊急時対応」と、ここだけ「緊急時対応」と出てくるのですけれども、緊急時対応というのは別出しにした方がいいのではないかとも思います。

○更田委員長

ほかにありますか。伴委員。

○伴委員

今、田中委員から緊急時対応を別出しにした方がいいのではないかと。私もそう思って、粛々と進めるものといっても、規制と緊急時対応が一緒になっているのはどうなのかなど。項目を1つ増やすか、仮にどうしても5項目以内でというのであれば、規制の改善という施策目標2と施策目標3の新たな取組というところをまとめることもできるのかなとは思いますが。

それから、今回重要なのが施策目標5だと思うのですけれども、人材、それから、組織に関する事、これは前面に出すべきだと思っています。これをどう表現したら一番いいのかということなのですから、「学習し続ける組織作り」という形になっていますが、これをやろうとすると、おそらくいろいろなことが絡んでくるので、中途半端にぼわっとした安全文化だとか、そういうことを言うよりも、こういう表現でいいのかとは思いますが。

ただ、この間、実は中期目標に関して、職員、若手の補佐クラスを中心に十数名と直接意見交換をしたのですが、そのときにショックだったのは、第1期の中期目標について、皆さん、認識していますかという、余り意識していないとか、場合によってはほとんど認識していないという声が多かったのです。ですから、中期目標というものを通して、どういう方向に進もうとしているのか、どういうマインドを持ってほしいのかというのは、できるだけ職員にも伝わる形にすべきだと思います。

○村山長官官房政策立案参事官

1点補足をさせていただいてよろしいでしょうか。

○更田委員長

ちょっと原子力規制委員会での議論に閉じさせてください。

石渡委員。

○石渡委員

全体的な枠組みを大きく変えるということなのですから、新しい枠組みというのは、実際に政策を実施する側の都合で考えられたというよりは、こういうのを何年かに一度か、あるいは毎年か知りませんが、評価をする人の目線に立った枠組みであるように私には思えるのです。確かにこうやると評価はやりやすいかもしれないのですが、実際に仕事を進めていく人間から見ると、こういう枠組みでまとめられても余りメリットはないのではないかと感じがしないでもない、例えば、信頼の確保という1番目（第1期中期目標の1.）は、信頼というのはやればついてくるものだから、これは大きな目標にするのはやめましょうというのはそのとおりでないかなと思うのですけれども、しかし、だからといって、新しい枠組みで中期目標を組み立てることについては、どうも余りしっくりこないといえますか、余り賛成はできないなと思うのです。

○更田委員長

山中委員。

○山中委員

施策目標 1 から 3 までは、いわゆる規制業務に関係するようなことで、施策目標 4 と 5 は特出しで、1Fの話と人材育成と。施策目標 4 と 5 については、私は項目として出されるのは結構かなと。あとは、施策目標 1 から 3 までをどういう分け方にするのかという、そこかなと思います。もちろん緊急時対応を別枠にして、規制業務の遂行と改善を 2 つにするとか、そういう分け方はあろうかと思うのですが、項目の出し方としてはこんな感じでいいかなと。石渡委員とは違いますけれども、項目の出し方としてはこれでいいかなと思います。

あと、この中期計画を何のために使っていくかというのは、いわゆる外の評価に耐えられるものにしないといけないというのももちろんありますし、中のモチベーションを上げて、規制業務の活動を進めていくという両方の使い道があろうかと思うのですが、それを考えて項目を考えていくことが必要かなと思います。

○更田委員長

私からも意見を申し上げますと、私は今回提案してもらった構成には明確に反対であります。粛々、定着、挑戦という区分の仕方は中期目標にふさわしくないと考えております。もちろん、個別の施策に関して、これは粛々とやっていくもの、定着させるもの、挑戦するものだというのを明確にすることは各論としてはいいけれども、全体区分をこうやって分けることには明確に反対であります。

というのは、1 つは伴委員の意見の中にもあったけれども、現場は中期目標との間の関連を意識しない。各課は業務計画を作っているわけです。業務計画があって、各部なり、大きなグループは全体としての計画目標を持っていて、それが今度、中期計画、中期目標へ上がってくるはずなので、こういう分け方をしてしまうと、現場にしてみれば、どれが自分たちのことやらというふうにも見えてしまって、私はこれはできるだけ分野や組織と対応をきっちり取るべきだと思っています。

もちろん、第 1 期のときの中期目標に関して、「（原子力規制行政に対する）信頼の確保」という表題にはなっているけれども、例えば、独立性や中立性や透明性を確保するために担当課は努力を払っていて、当然、これは官房業務の重要な目標の一つであって、いかに透明性を確保していくかということは担当部署があるわけです。それから、国際社会との連携にしたって、法的支援、訴訟事務にしても、それぞれ担当課が責任を持って当たっているところなので、第 1 期中期目標の「1.（原子力規制行政に対する）信頼の確保」という大きなタイトルの立て方に関しては、事務局が言うように疑問はあるかもしれないけれども、それぞれの内容に関しては、やはり責任部署というのは明確になって、それこそ粛々と仕事を進めているので、こういった項目は中期目標にあっているのだろうと思います。第 1 期中期目標の方が、それぞれが何に向けてどう頑張っているか、どう頑張ろうとしているかに関しては、実に見えやすいと私は思っていて、今回のものは大改変である

けれども、組織が中期目標をチャレンジ度によって区分して挙げるとするのは、私は聞いたことがないので、チャレンジ度は読む人が分かるように書くというのは結構だけれども、大区分に用いるのはふさわしくないと思います。

意見、一周しましたけれども、ほかの人の意見を聞いて、もう一回というのはいかがですか。

田中委員。

○田中委員

今、更田委員長も言われたのですが、結論的に私はこの3つの分け方がいいかと思えますけれども、同時に、今後、個別施策をどうしていくかがあると思うのですね。そのときに、各課の方がいい仕事ができるように、どういう評価をされるのかが分かることが大事ですから、自分のやっている仕事のどれが粛々なのか、これを整理していくことになっていくかと思うのです。（各施策目標の）下に小さい字で書いています個別施策を今後考えていくときに、これがどの部分に相当するのかを考える一つの目標みたいなことになっているかと思うので、そういう形ではそういう分け方もあっていいのかなと思うのです。この中で、どれをどう分けていくか、（その中で）下（の個別施策）をどう変えていくのかが重要になっていくのかと思うのです。

○更田委員長

ほかにいかがですか。伴委員。

○伴委員

私も中期目標の大項目と、その部署とが対応する必要は必ずしもないのではないかと。結局、最終的に個別施策という形でいろいろな事柄がその中に落とし込まれていくので、どの部分に自分の仕事に関係しているかということがひも付けられればよいのではないかと思うのですね。第1期の業務の書き出しのような形になってしまうと、それぞれ何をしなければいけないかという業務の内容は分かるのですけれども、では、どういう目標を持ってというのが逆に表現しにくくなるのではないか、そういう懸念を持ちます。

○更田委員長

しかし、これ、粛々と定着とチャレンジがミッドタームプランだって、聞いたことないですよ。極めて奇怪な区分の仕方だと思って、とても理解されないと思うのだけれども。私は強烈にこれにアレルギーを感じるのです。

石渡委員。

○石渡委員

私も更田委員長と同じような考えで、やはり今までの中期目標の枠組みをある程度保存した形の新しい案を出していただいた方がいいのではないかと思います。

○更田委員長

これは決を採るようなものではないかもしれないけれども、これが一つのものとして、完全に消さなくていいですけれども、これが残った上で、一方で、例えば、私や石渡委員

の意見を反映させたら、こんなものもできますというのが、事務局に作ってもらうか、あるいはそれぞれ委員がこんなのはどうだと持ち寄るか、細目はいいけれども、大きな目標の大項目は、それこそ各委員が持ち寄ったらどうでしょうかね。事務局に案を作ってもらってという、各論（個別施策）は、細かいポツ（●）は整理の都合上というのはあるかもしれないけれども、項目分けについては、それぞれ、こんなのはどうだというのでやりたいと思いますけれども、いかがですか。

それから、各国規制当局、同様の中期目標等を持っているので、USNRCなどは何かかっこいいことを、本当かなというところは、こんなことを言うてはいけませんね、とってもかっこいいのを作っていて、皆さん、参照していただければと思います。

ありがとうございました。では、これはこれで一つの案として見ながら、次回、どのくらいですかね、村山参事官、どのくらい時間的余裕はあるのだろう、これ。

片山次長。

○片山原子力規制庁次長

次長の片山でございます。

本年11月の下旬に政策評価懇談会で中期目標の議論を、御意見をお伺いするというプロセスをやりたいと思っております、それでやろうと思うと、柱建てだけだと余りに議論ができないので、ある程度骨子のようなもので政策評価懇談会で御議論いただきたいと思っています。そうなりますと、骨子を原子力規制委員会で、これでとりあえず意見を聴いてみると御指示いただかないとできないものですから、そうなりますと、今、本年11月中旬に骨子案を御議論いただく予定だったのですが、その前にもう一度、この項目（柱）建ての御議論を原子力規制委員会でしていただければと、要望ですが。

○更田委員長

来週やりましょうか。

○片山原子力規制庁次長

もし、そうしていただければ非常に。

○更田委員長

各委員よろしければ来週やりましょうか。（来週）伴委員はいない。伴委員、では、書面提出でよろしいですか。では、来週また改めて原子力規制委員会で議論したいと思えます。ありがとうございました。

村山参事官もよろしいですか。

○村山長官官房政策立案参事官

大丈夫です。ありがとうございます。

○更田委員長

どうもありがとうございました。

6つ目の議題、これは本日最後の議題ですけれども、「令和元年度第1四半期における専決処理について」。

児嶋総務課長から説明してもらいます。

○児嶋長官官房総務課長

総務課長の児嶋でございます。

それでは、令和元年度第1四半期における専決処理の状況について御報告させていただきます。

資料6-2は詳細でございますが、後ほど触れますけれども、まずは資料6-1を御覧いただき、それに沿って御報告させていただきます。

まず、原子力規制委員会の報告が必要となる専決事項、いわゆる長官専決事項ですが、第1四半期におきましては合計202件ございました。その内訳でございます。1.の原子炉等規制法の関係が190件となります。

それぞれ簡単に御説明いたしますと、(1)原子炉施設等に係る保安規定の変更の認可関係は12件。資料の例として出ているものは新規制基準対応の保安規定の変更でしたけれども、それ以外には、管理区域の変更や設備の変更、また施設内の組織の変更に伴うものも複数ございました。

(2)原子炉施設等に係る核物質防護規定の変更の認可関係が100件。平素は工事に伴う防護措置の変更に係る認可が大半なのですが、今期は昨年11月に(核物質防護措置に係る)審査基準を改めまして、その対応に伴う変更の認可が多かったため、全体の件数が通常の報告時よりも大幅に増えております。

(3)実用発電用原子炉施設の使用の期間及び方法の承認関係2件。こちらは、使用前検査を要しない施設の一部使用の承認に関するものでございました。

(4)溶接事業者検査等の実施体制に係る評定関係8件。いずれも「良」との評定でございました。

(5)核燃料物質の使用の変更の許可関係は5件でございます。いずれも核燃料物質や廃棄物に関する施設や設備の変更に伴うものでございました。

(6)核燃料物質の使用に係る保安規定の変更の認可関係3件。3件中2件は、先ほどの使用の変更の許可案件と同じ案件で保安規定を変更するものでございました。

(7)核燃料物質の使用に係る核物質防護規定の変更の認可関係40件。これは先ほどの(2)と同じく、昨年11月の(核物質防護措置に係る)審査基準を改めたことに伴う変更の認可関係が多く、これも数が増えております。

続きまして、裏面(2ページ)の(8)になります。国際規制物資に係る計量管理規定の変更の認可関係11件。これは事業所や役職の名称の変更に伴うものが大半でございました。

(9)東京電力福島第一原子力発電所の特定原子力施設に係る実施計画の変更の認可関係8件。通常の原子力施設で言う保安規定の変更に当たるものがうち4件。通常の施設で言うところの核物質防護規定の変更に当たるものが4件ございました。いずれも実施計画の変更で処理されております。

(10) 東京電力福島第一原子力発電所の使用の期間及び方法の承認関係が1件でございます。施設の一部使用の承認に関するものでした。

続きまして、2. の放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律関係12件。

(11) としましては、放射線同位元素等の使用の許可又は変更の許可関係等で11件。いずれも放射線発生装置の設置や使用施設の変更に関するものでございました。

(12) 特定許可使用者に係る合併又は分割の認可関係1件。これは特定許可使用者の変更を伴う医療法人の合併に関する認可でございました。

実は、資料6-2の関係で修正がございまして、この場で報告させていただきます。資料6-2の20ページを御覧ください。3件ございますが、いずれも核セキュリティ関係でございました。

1件目が、資料6-2の20ページ、101番でございます。まず、真ん中の欄で、平成31年2月1日付で、「原子燃料工業株式会社」でございます。これは「リサイクル燃料貯蔵株式会社」でございました。これが1つ目です。

あとは、35ページを御覧ください。186番となります、一番下です。これも真ん中の「概要」のところでございますが、平成31年2月1日付けで、「原子燃料工業株式会社」でございます。これは「東京電力ホールディングス株式会社」です。「特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の」というところも、「特定原子力施設に係る実施計画（IV特定核燃料物質の防護）の変更認可申請」の間違いでございます。

最後、36ページ、188番でございます。これは「3月27日付けで、東京電力ホールディング株式会社から」の後ですが、これも（特定核燃料物質の防護措置に関する）核物質防護規定はございませんので、「特定原子力施設に係る実施計画（IV特定核燃料物質の防護）の変更認可申請」の間違いでございました。

今、（資料の間違いが）大変問題になっているところ、チェック不足で大変失礼しております。この場で修正の報告をさせていただくとともに、ホームページには修正後のものを掲載したいと考えております。

私からは以上となります。

○更田委員長

御質問、御意見ありますか。よろしいですか。

それでは、本件は報告を受けたということにしたいと思えます。ありがとうございます。

本日予定した議題は以上ですが、先週の原子力規制委員会の議題4について、放射線防護企画課の田中企画官から報告があります。

○田中長官官房放射線防護グループ放射線防護企画課企画官

放射線防護企画課の田中です。

先週10月16日に開催されました原子力規制委員会におきまして、「眼の水晶体の等価線量限度の変更に関する規則等の整備及びこれらに対する意見募集手続の実施について」を



御議論いただきましたが、その際いただきました質問2点につきまして、本日、補足で説明いたします。

まず1点目でございます。石渡委員から、（先週の資料4の参考の）「参考資料2」として付けられておりました「放射線審議会眼の水晶体の放射線防護検討部会検討経過」が途中で切れているのではないかという御指摘について説明いたします。

「配付資料」の裏面（2枚目）を御覧ください。参考資料としてございますのは、平成30年3月14日に開催されました第72回原子力規制委員会に眼の水晶体の放射線防護の在り方に関する放射線審議会からの意見具申について報告した際の資料の一部でございます。この資料には、眼の水晶体の放射線防護検討部会の開催日と、同部会でヒアリングを実施した場合には、そのヒアリング対象を記載する形で作成されていたものとなります。したがって、平成30年2月21日に開催されました第7回につきましては、ヒアリングが実施されていなかったためございまして、資料が途中で切れていたということではございませんでしたので、その旨、報告させていただきます。

また、2点目でございますが、更田委員長からの、眼の水晶体の線量限度について、2011年のICRP（国際放射線防護委員会）のソウル声明（組織反応に関する声明）において、定められた5年間の平均で、年当たり20mSvとされていた記載が、前回の原子力規制委員会で担当課が説明いたしました告示におきまして、5年間につき100mSvとなっていることについて、両者は同等であると解釈してよいのかという御質問について説明いたします。

放射線審議会が平成10年6月に出した意見具申によりますと、作業員に関する実効線量限度は、ICRP1990年勧告（国際放射線防護委員会Pub. 60「国際放射線防護委員会の1990年勧告」）を踏まえ、5年間に100mSv、ただし、いかなる年度の1年間にも50mSvを超えないとすることが適当である、また、実効線量限度を適用する期間は、暦上で定める5年間をブロックとして設定することが適当とされていることから、同等であると解釈しているところでございます。

放射線防護企画課からの説明は以上となります。

○更田委員長

石渡委員、よろしいですか。

○石渡委員

説明は理解しましたが、「参考資料2」の平成30年2月21日の第7回というのが検討部会の最終回という理解でよろしいのですか。

○田中長官官房放射線防護グループ放射線防護企画課企画官

最終回でございます。

○石渡委員

ああ、そうですか。そうすると、「（平成30年2月21日時点）」と書いてあるのは、ある意味、不要なわけですね。（「参考資料2」の）表題の下の行ですけれども。

○片山原子力規制庁次長

よろしゅうございますか、更田委員長。当時、放射線審議会を担当しておりましたので、次長の片山から申し上げますと、平成30年2月21日に取りまとめを目指して部会を開いて資料を出してはまして、この日に取りまとまったものでございます。当時のことを思い起こしますと、平成30年2月21日を超えて更にやることだって当然考え得るので、検討経過のところ「（平成30年2月）21日時点」という注釈つきの資料で、多分、部会には提出したと。そうしたら、その日に取りまとまったので、この「（平成30年2月21日）時点」というのをわざわざその後、抜かずに、ずっと資料としてはこういう表記が残っているということだと思っております。

○石渡委員

分かりました。資料として見た場合に、一見すると途中経過のように見えてしまうので、そういう点、その場で説明していただければそれでよかったですけれども、状況は理解しました。ありがとうございました。

○更田委員長

（田中企画官の説明の）2つ目の点に関して言えば、説明は了解しました。ただ、20mSv/年と100mSv/5年では、表記の変更を行うときにはきちんと変更されてしかるべきだし、また、説明を求められたら即座に説明できなければいけないと思いますので、今後、表記の変更の際には注意を払ってもらいたいと思います。

よろしいでしょうか。ありがとうございました。

予定した議題は以上ですけれども、トピックスですが、関西電力の高浜発電所4号機蒸気発生器伝熱管の損傷。これは外面だという報告を受けていて、外面のフレットングだと、どうしても美浜発電所の2号機でしたか、振れ止め金具の挿入位置というので、あれは大問題になりましたけれども、今回、位置を見ると、U字管部ではなくて、割と根元の方だということで、これはフレットングなのか、デブリなのか、何なのかと思うところではあるのですけれども、これも法令報告事象ですが、本当の、と言うとよくないかもしれないですけれども、これはもう正面から法令報告事象なので、しっかり追いかけてもらいたいと思いますし、原因はきちんと特定されるべきであると思いますし、何しろSGに係ることなので、きちんとした報告を受け、またきちんとした議論を進めてもらいたいと思います。場合によっては、例えば、山中委員に意見聴取、事情聴取等に参加していただくかもしれませんけれども。よろしいでしょうか。特段、何か説明に追加ありますか。

○村田総務課事故対処室長

事故対処室、村田でございます。

おっしゃるとおり、対処をしたいと思っております。これは先週出てきて、10日報（事故故障等発生から10日以内の原子力規制委員会への報告）は受けてございますけれども、中身的には今お配りしているものから、追加的なものはまだ判明してございませんので、今、カメラを入れて調査している段階でございます、それを受けた形で対応していきたいと思っております。

○更田委員長

まずは事実関係がもう少し明らかになった時点で改めて原子力規制委員会に報告してもらいたいと思います。

○村田総務課事故対処室長

了解しました。

○更田委員長

ほかに何かありますでしょうか。

来週の原子力規制委員会ですけれども、先ほどもありましたが、伴委員はパリで行われるOECD/NEA（経済協力開発機構／原子力機関）のCNRA（原子力規制活動委員会）のWGSC（安全文化ワーキンググループ）の議長なので、この会合へ出席のために来週は欠席されます。ですが、書面で中期目標の件はよろしくお願いします。

ほかはよろしいでしょうか。

それでは、以上で本日の会議を終了します。ありがとうございました。